

第 5 次 南アルプス市行政改革大綱（案）

1. 行政改革大綱策定の趣旨

(1) これまでの行政改革の取組

本市では、市を取り巻くさまざまな行政課題に柔軟かつ的確に対応できるように、今ある行政の形を改善し、業務の効率化と経費削減、市民との協働を図りながら、行政サービスの維持と向上を目指し、平成 17 年に「第 1 次行政改革大綱」を策定し取組んできました。

その後、平成 22 年 3 月には「第 2 次南アルプス市行政改革大綱」を、平成 29 年 2 月には「第 3 次南アルプス市行政改革大綱」を、令和 3 年 3 月には「第 4 次南アルプス市行政改革大綱」を策定し、歳出の節減や合理化、職員数の適正化のほか、組織機構の見直し、徹底した事務事業の見直し等「最小の経費で最大の効果」を上げるため、行政改革を推進してきました。

<これまでの行政改革の取組み>

大綱名	計画期間	概 要
第 1 次 行政改革大綱	平成 17～21 年度	<p>簡素で効率的な行政運営を徹底して進め、市民サービスの向上を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による新市の建設 ・中・長期的視点に立った行政改善の取り組み ・簡素で効率的な行政運営への取組 ・新しい行政経営システムの構築
第 2 次 行政改革大綱	平成 22～26 年度	<p>新たな行政課題に迅速、的確に対応し、自主・自立の行政運営を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し ・時代に即応した組織・機構の見直し ・定員管理及び給与の適正化への取り組み ・職員の能力開発と効果的な行政運営 ・行政の情報化と市民参画の仕組み構築 ・公共施設の設置と管理

<p>第3次 行政改革大綱</p>	<p>平成28～令和2年度</p>	<p>最小のコストで最大の効果を上げる行政システムの構築を図り、財政の健全化と、充実した公共サービスの実現を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政の健全化 ・行政経営システムの見直し ・人材育成と時代に即応した組織の見直し ・市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進
<p>第4次 行政改革大綱</p>	<p>令和3～令和7年度</p>	<p>業務の効率化と経費削減、市民との協働を図りながら、行政サービスの維持と向上を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な経費の削減 ・安定的な歳入の確保 ・行政経営体制の見直し ・職員の資質向上 ・市民のエンパワーメント

(2) 行政改革大綱の目的と位置付け

本大綱の目的は、第3次南アルプス市総合計画に掲げる将来像「人がつどい次世代につなぐ活力あふれるまち南アルプス」を実現するため、限られた経営資源（職員・資産・資金・情報・時間）を効果的・効率的に活用し、将来にわたって持続可能な行政サービスの提供を目指すものであり、これまでの取組みを継続しつつ、新たな視点に立った改革の更なる推進を図るため、今後の行政改革の基本方針、重点的に取り組むべき事項等を定めた「第5次行政改革大綱」を策定します。

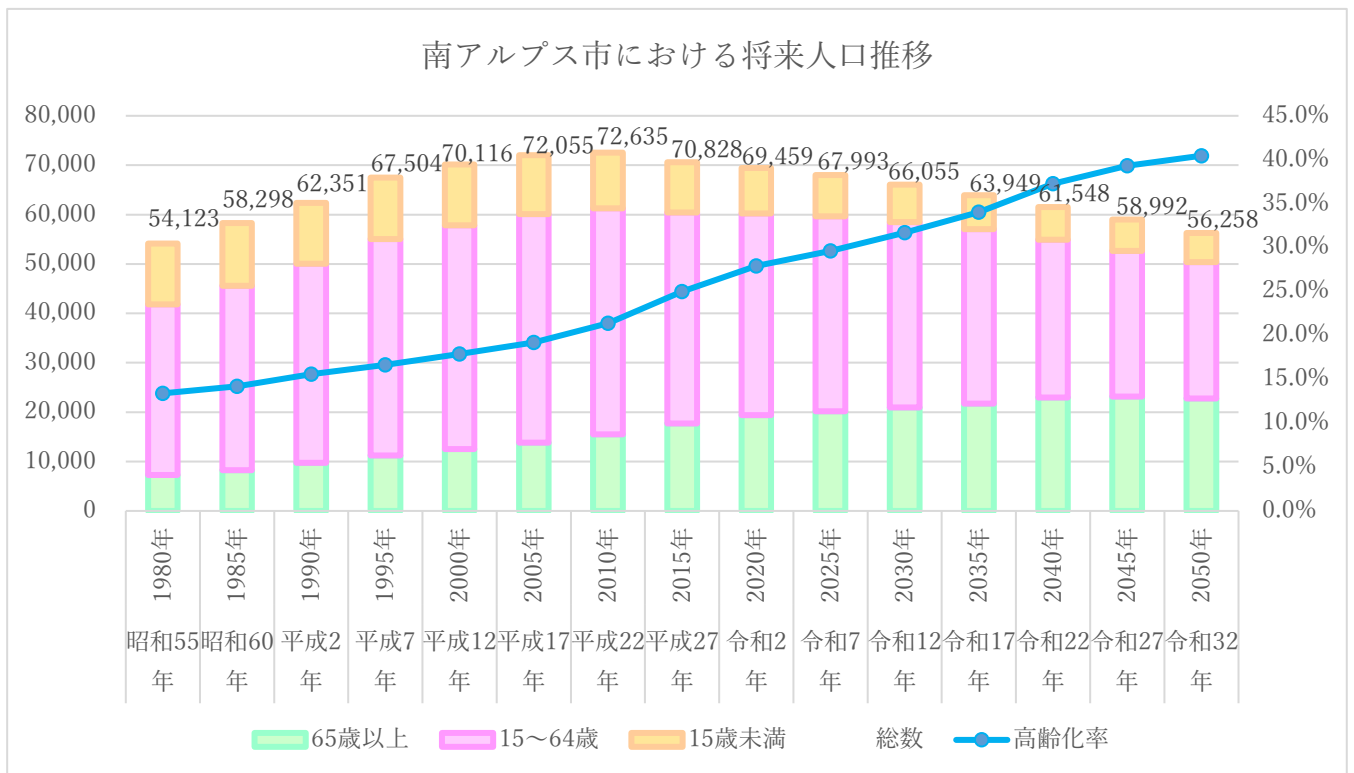
また、本市のまちづくりの最も基本的な指針となる「第3次南アルプス市総合計画」に掲げられた政策「次世代へつなぐ、持続可能な自治体経営」の推進にあたり、財政の健全化と行政改革を推進するための考え方を示したものです。

2. 市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査の時点で69,459人となり、前回調査がおこなわれた平成27年（2015年）から1,369人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、現状のまま推移した場合、令和22年（2040年）には、令和2年（2020年）よりも7,911人少ない61,548人、その5年後となる令和27年（2045年）には、人口6万人を割り込む58,992人とするとされています。

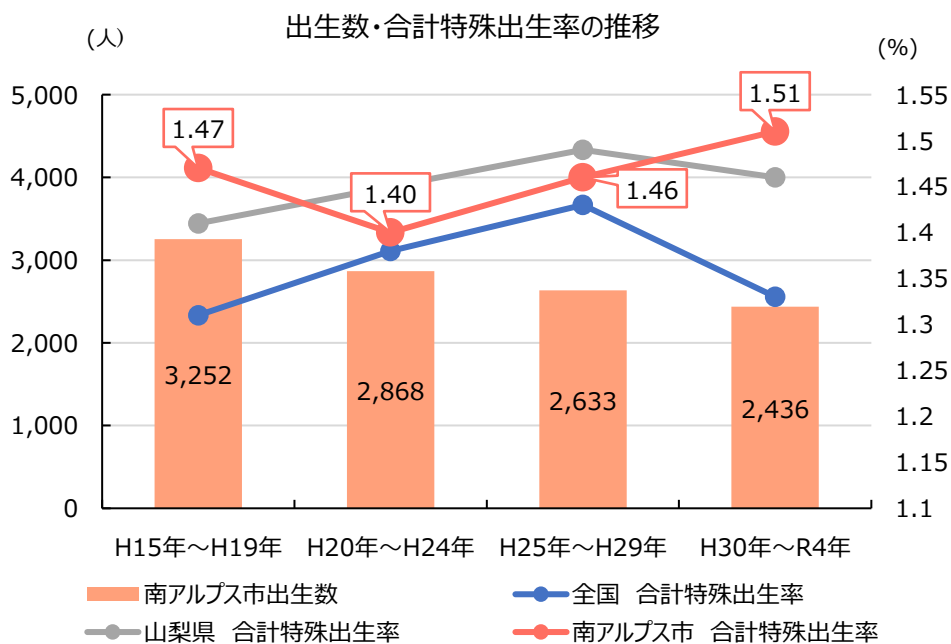
また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、令和32年（2050年）まで減少傾向が続く一方で、65歳以上の老年人口は、令和27年（2045年）までは増加するとみられています。



(2) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成15年～平成19年の3,252人から、平成30年～令和4年には2,436人と減少傾向にあります。

一方で、合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成20年～平成24年に本市は1.40と、山梨県全体の1.45を下回り、全国平均レベルとほぼ同程度となりましたが、その後は上昇し、平成30年～令和4年には1.51となり、山梨県全体の1.46を上回っています。



	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年	平成 25 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 令和 4 年
南アルプス市 出生数 (人)	3,252	2,868	2,633	2,436
全国 合計特殊出生率 (%)	1.31	1.38	1.43	1.33
山梨県 合計特殊出生率 (%)	1.41	1.45	1.49	1.46
南アルプス市 合計特殊出生率 (%)	1.47	1.40	1.46	1.51

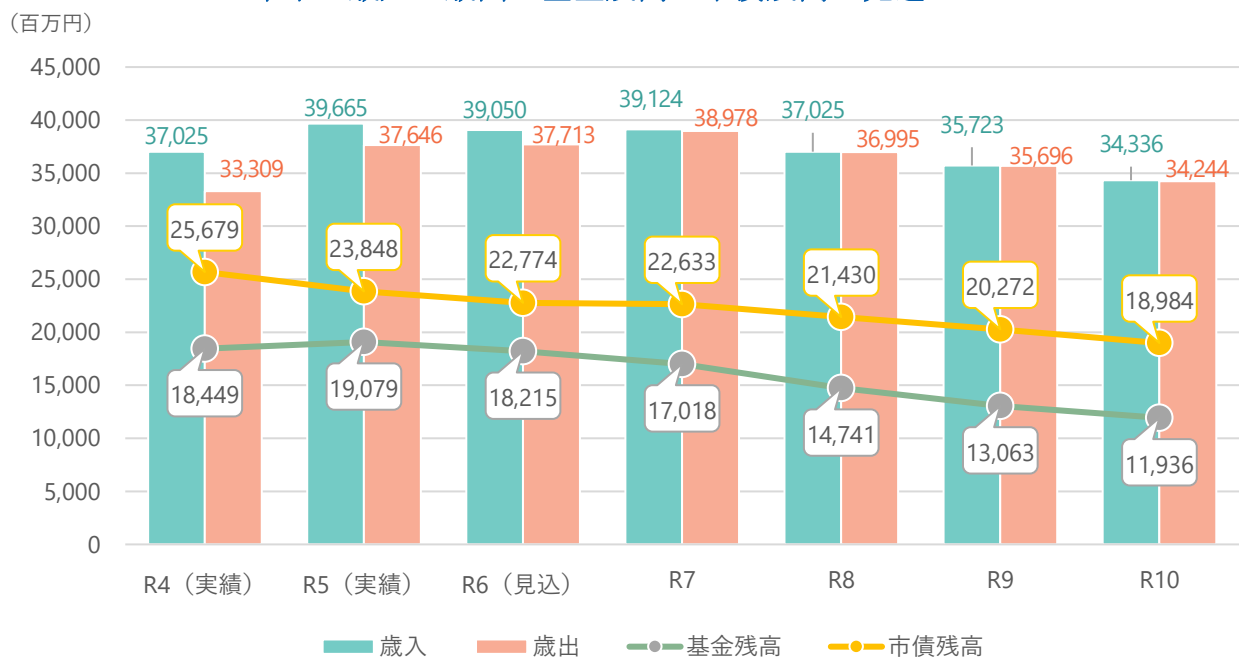
出典：厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 財政状況の推移

令和5年度（2023年度）決算において、本市全体の歳入は396億円となり、その内市税は93億円を超え過去最高額となりました。今後の市税については、人口の自然減といったマイナス面、企業誘致や移住・定住施策の推進による人口の社会増といったプラス面の影響を踏まえ、微増傾向の推移を見込んでいます。歳入全体については合併特例債の発行終了により償還額に対する交付税算入額が大きく減少する影響により、減少傾向の推移を見込んでいます。

歳出については、コロナ禍で膨らんだ歳出構造を見直し歳出削減を進める一方で、高齢化に伴う社会保障関係費の増加、公共施設や公共インフラの老朽化に伴う修繕や更新費用の増加、さらには原油高や物価高騰の影響などによる歳出の増加が見込まれます。

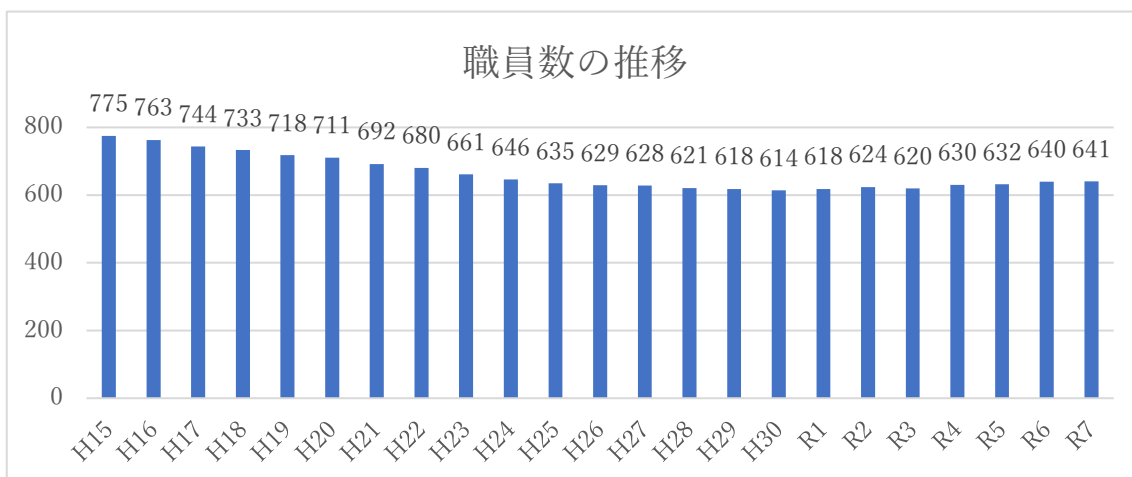
本市の歳入・歳出・基金残高・市債残高の見通し



出典：南アルプス市 中期財政収支見通し（第14期）

(3) 職員数の推移

本市では、南アルプス市定員適正化計画を策定し、年度ごとに計画的な定員管理に努めているところです。職員数については、平成15年4月に775人であった職員数を段階的に削減する目標を策定したことから、年々減少を続け平成30年においては、最も少ない614人となりました。令和1年以降は、地方分権改革の推進や社会状況・住民ニーズの変容に伴う業務量の増大や、福祉業務等専門性の求められる業務へ対応するため、第5次南アルプス市定員適正化計画では、令和9年度の定員目標を461人と定め、組織体制の整備を進めています。

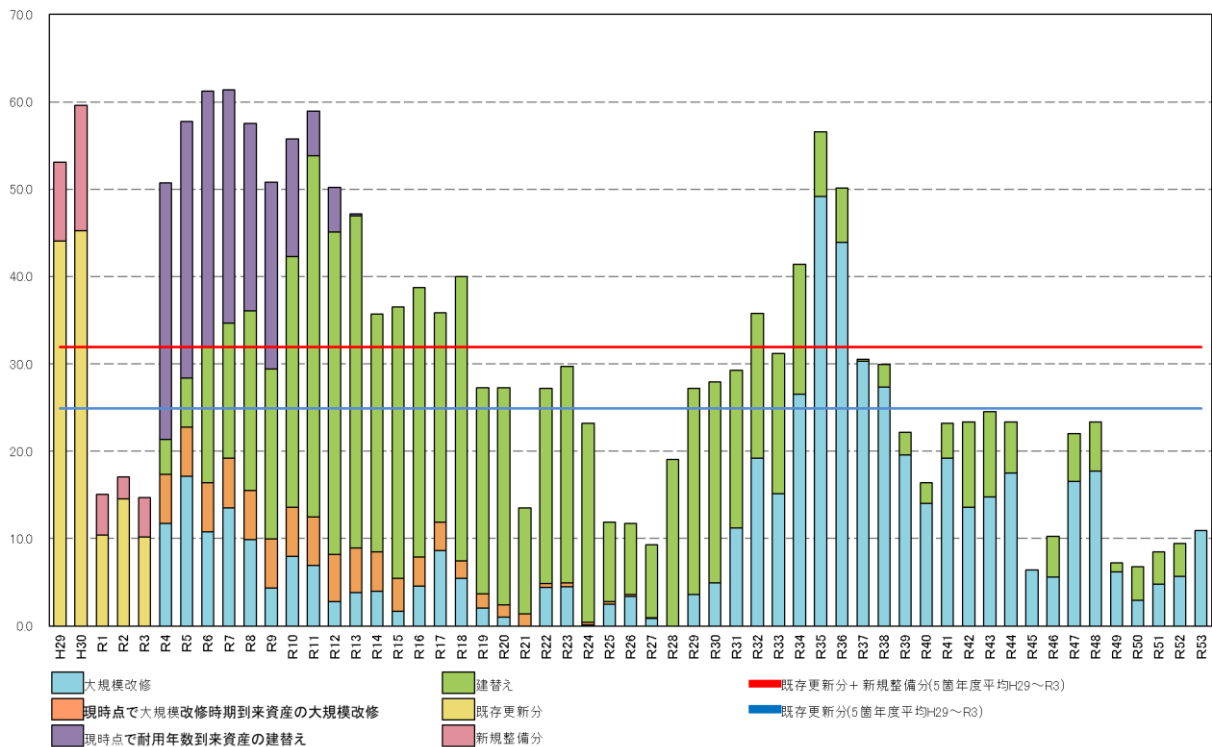


(4) 公共施設における将来の更新等費用

現在、本市が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後50年間（令和4年度～令和53年度）の更新費用の総額は1,536億円で、試算期間における平均費用は年間30.7億円となります。

過去5年間（平成29年度～令和3年度）の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均31.9億円ですので、その投資的経費に比べて今後も同等の費用がかかる試算となります。また、投資的経費の内、既存の施設等の更新にかけてきた金額は年平均24.9億円です。過去の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、今後50年間でこれまでの1.2倍程度の支出が必要となります。

	年更新費用試算額：	30.7億円	50年間の更新費用総額：	1,536.0億円
公共施設投資的経費	既存更新分及び新規整備分過去5箇年度平均：	31.9億円	年更新費用試算額との比較：	1倍
公共施設投資的経費	既存更新分過去5箇年度平均：	24.9億円	年更新費用試算額との比較：	1.2倍



3. 行政改革の必要性

(1) 人口減少と少子高齢化

本市の人口は、合併以降、増加傾向にあり平成 22 年には令和 72,635 人まで増加しました。しかし、その後は減少傾向に転じ、将来人口推計によると、現状のまま推移した場合、令和 27 年には、人口 6 万人を割り込む 58,992 人まで減少すると予測されています。

年齢階層別の人口構成をみると、15 歳未満の年少人口及び 15 歳から 64 歳の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の老年人口が増加し、少子高齢化が進展する見込みとなっています。

人口減少や少子高齢化の進展は、地域経済の縮小や労働力不足を招くほか、生産年齢人口の減少による市税収入の減少や、高齢化による医療や介護などの社会保障費の増加に繋がり、市の財政状況は、非常に厳しくなることが見込まれます。

(2) 財政運営の見通し

本市の今後の中期的な財政運営の見通しについては、人口の自然減によるマイナスの影響を加味しつつ、景気回復やこれまでの企業誘致、移住定住施策によるプラスの影響を踏まえ、微増での推移を見込んでいます。一方で合併特例債の発行終了により、償還額に対する交付税算入額が減少することで、今後、実質的な普通交付税の逡減や、物価高騰や社会保障関連経費の増加、公共施設や公共インフラの老朽化による更新や修繕費の抑制など、多くの課題があります。

これらの課題への対策として、歳入については、・市税・ふるさと納税寄附金等の自主財源の確保に向けた取り組みの推進や、未利用財産の売却や貸付の促進など、安定的な自主財源の確保につなげる改革が必要です。また、事業実施にあたっては、補助金や有利な起債などの財源の検討と確保が必要となってきます。一方、歳出については、社会環境の変化や市民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業の選択・優先順位付けにより、効果的・効率的な行財政運営を推進すると共に、行政評価による事務事業の見直しや廃止を適切に行い、歳出の抑制に努める行政改革が必要です。

(3) 定員の適正化

地方分権の進展や本格的な高齢化社会の到来、混迷する社会経済情勢への対応並びに国や県から権限移譲された事務、年々深刻化する自然災害への備えなど、増加する行政需要や高度化・専門化していく課題に対して、市の全体的な業務量は増加し、それに比例して職員の時間外勤務時間も増加している状況です。これらに対応し持続可能な行政運営をしていくためにも、質量ともに一段と増大する行政需要や課題に対し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、行政の経営基盤の強化と効率的な組織への転換を図りながら、業務量に見合った適正な人員体制の確保と、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップの必要があります。

併せて、職員の安全衛生、ワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の是正など「働き方改革」に対する取り組みも行いながら、更なる行政改革が必要です。

(4) 公共施設の適正配置

本市の公共施設等については、特定の時期に極端に集中せず、断続的に施設整備が続けられてきていますが、安全面で課題がある施設や、老朽化が深刻な状況にある施設が多くあります。また、学校教育系施設や公営住宅、行政系施設で旧耐震基準に基づく昭和56（1981）年度以前に整備された施設が多く残っている状況です。一方で、普通交付税の逡減による歳入の減少や、物価高騰や社会保障関連経費の増加などによる歳出の増加が考えられるため、すべての公共施設等を将来にわたって維持することは困難であります。このため、厳しい財政運営と更新費用や維持管理費の両立、老朽化や重複する施設の存廃などを検討しながら、更なる行政改革を行っていく必要があります。

(5) 市民協働を支える仕組み

少子高齢化や地域課題の複雑化により、行政だけでは対応しきれない事案が増加しており、市民やNPO、企業など多様な主体との協働が不可欠となっています。しかし、現状では市民協働を円滑に進めるための制度や体制、情報共有の仕組みが十分に整っておらず、協働の担い手が限られた範囲にとどまっていることが課題です。

今後は、行政が市民との「共創」の姿勢を持ち、対等なパートナーとして信頼関係を築きながら、協働の場づくりや支援制度の整備、情報発信の強化などを通じて、持続可能な地域づくりを市民とともに進めていく必要があります。

4. 行政改革の基本方針

(1) 財源確保と歳出改革による強靱な財政基盤の構築

国等の補助などの活用や自主財源である税の確保などによる安定的な歳入確保、及び、歳出構造の見直しによる歳出抑制を図り、健全財政の維持を推進します。

(2) デジタルと改革で築く、次世代型自治体経営

マイナンバーカードやデジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務の効率化に取り組むとともに、業務プロセスの最適化や、公共施設の適正配置などを行うことにより、健全な財政を維持し、時代に即した自治体経営を推進します。

(3) 多様化する課題に挑む自治体人材の戦力的確保と育成

職員採用試験方法を工夫し、多様化する行政課題や市民ニーズに対応できる人材の確保に努めるとともに、階層毎や専門性に合わせた研修を実施することにより、時代のニーズに対応できる職員資質の向上を推進します。

(4) 共に創る、持続可能で活力ある地域社会

行政への多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するため、市民やNPO、事業者、行政などが、それぞれの特性を活かしながら、適切な役割分担のもと、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に向け、市民との協働を推進します。

5. 各基本方針に基づく具体的施策

(1) 財源確保と歳出改革による強靱な財政基盤の構築

- ・
- ・
- ・

(2) デジタルと改革で築く、次世代型自治体経営

- ・
- ・
- ・

(3) 多様化する課題に挑む自治体人材の戦力的確保と育成

- ・
- ・
- ・

(4) 共に創る、持続可能で活力ある地域社会

- ・
- ・
- ・

6. 行政改革の推進体制

- 推進組織の構築

南アルプス市行政改革推進本部の設置、進捗管理の体制整備。
南アルプス市行政改革推進委員会の設置。

- 第5次行政改革の推進期間

令和8（2026）年度から令和12（2031）年度までの5年間